

国立大学法人長崎大学と佐世保工業高等専門学校との数理情報に係る連携に関する協定書

国立大学法人長崎大学（以下「甲」という。）と独立行政法人国立高等専門学校機構佐世保工業高等専門学校（以下「乙」という。）は、次のとおり連携に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、数理情報に係る教育及び学術研究を推進するため、包括的な連携を行うことを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携するものとする。

- （1） 数理情報関連の教育に関する意見交換
- （2） 共同研究の検討
- （3） その他甲及び乙が必要と認める事項

（連携の推進）

第3条 甲及び乙は、前条に掲げる連携事項の円滑な推進を図るため必要となる事項については、その都度、意見の交換を行い調整するものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、第2条の連携事項により相手方から提出された秘密情報を、相手方の事前の承諾なく第三者に提供、開示又は漏洩してはならない。また、第1条に掲げる以外の目的に使用してはならない。

2 甲及び乙は、次条に定める有効期間の満了後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の前月末までに甲及び乙から協定を更新しない旨の書面による通知があった場合を除き、本協定は1年間更新することとし、その後も同様とする。

（協議）

第6条 本協定に定める事項について疑義が生じた場合又は本協定に定めのない事項につ

いて必要がある場合は、その都度、甲及び乙は誠実に協議の上、決定するものとする。

上記協定の証として、協定書を2通作成し、甲及び乙がそれぞれ1通保有するものとする。

令和元年12月4日

（甲）長崎県長崎市文教町1-14
国立大学法人 長崎大学
学 長

河野 茂

（乙）長崎県佐世保市沖新町1-1
独立行政法人国立高等専門学校機構
佐世保工業高等専門学校
校 長

東田 賢二